

# 新型コロナウイルス感染症を含む 学校保健・学校安全について ～学校保健について～

東京学芸大学

講師 荒川 雅子



Gakugei 東京学芸大学  
Tokyo Gakugei University

# 本講座の流れ

1. 学校保健・学校安全の必要性について
2. 学校保健について
  - ・ 学校保健の目的
  - ・ 学校保健の構造・学校保健計画
  - ・ 保健教育
  - ・ 保健管理（健康診断、健康観察、健康相談、救急処置など対人管理と学校環境衛生等の対物管理）
3. 新型コロナウイルス感染症への対応について
  - ・ 疾病管理としての対応
4. 学校安全と危機管理について
  - ・ 学校安全の意義と目的、法的根拠
  - ・ 学校安全の構造と領域
  - ・ 安全教育・安全管理・組織活動
  - ・ 学校危機管理について

## 2. 学校保健について

---

# 学校保健とは：学校保健の目的

「**学校**における**保健教育**と**保健管理**をいう」  
(文部科学省設置法第4条第12号)

学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること

集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと

自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成すること

文部科学省：学校保健の推進

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm)

# 学校保健の法的根拠

- ①教育基本法
- ②学校教育法
- ③**学校保健安全法**

保健指導の充実、地域の医療関係機関等との連携、環境衛生水準の確保、管理職の責務の明確化、学校安全体制の強化

(平成20年に学校保健法から改訂)

- ④子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について

(平成20年文部科学省中央教育審議会答申)

# 学校保健の構造

## 学校保健

### 保健教育

関連教科

総合的な学習の時間

特別活動

保健室における個別指導や日常の学校生活での指導

前は、「保健学習」と「保健指導」に分かれていた。

### 保健管理

#### 対人管理

#### 心身の管理

健康観察、健康診断、健康相談、保健指導、疾病予防、生活習慣の形成、救急処置

#### 生活管理

健康生活の実態状況の把握及び規定学校生活の管理

#### 対物管理

#### 環境管理

学校環境の安全・学校環境衛生管理  
学校環境衛の美化等情操面への配慮

### 組織活動

教職員の組織、協力体制の確立、家庭との連携  
地域の関係機関・団体との連携および学校間の連携  
学校保健委員会



# 学校保健計画とは

## 学校保健計画の策定（学校保健安全法 第5条）

- 学校においては、**児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため**、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。



学校保健（年間）計画...学校において必要とされる  
**保健に関する**具体的な実施計画

# 学校保健年間計画の例 (小学校)

学校保健年間計画例

〇〇小学校

月	保健目標	学校保健課進行事	保健管理		保健教育			組織活動	
			心身・生活	環境	保健学習等	保健指導			
						学級活動	個別・日常指導		児童会活動
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	・定期健康診断 ・大掃除	・保健調査 ・健康観察の確認と実施 ・健康相談 ・健康診断の計画と実施と事後措置(身体計測、内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等) ・結核検診の問診 ・疾病異常者の生活指導 ・手洗いうがいの指導 ・職員健康診断	・清掃計画配布 ・大掃除 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・机、いすの高さ、黒板面の色彩の検査	・家庭「日常着の快適な着用」(6年) ・生活「うがこうたんけん」(1年) ・道徳「まさるの花火」(3年) ・道徳「ひまわり」(2年)	・健康診断の目的・受け方 ・保健室の利用の仕方 ・保健室の利用の仕方	・健康診断の受け方 ・保健室の利用の仕方 ・身体・衣服の清潔 ・トイレの使い方 ・手洗いうがいの仕方	・組織づくりと年間計画作成 ・係分担	・組織づくり(職員保健部、PTA保健部、学校保健委員会等) ・保健だより等の発行(毎月)
5	体を清潔にしよう	・定期健康診断 ・修学旅行6年 ・新体力テスト	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・健康診断の実施と事後措置(結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査、寄生虫頭の有無の検査等) ・疾病異常者の生活指導 ・1年生の歯磨き指導 ・修学旅行前の健康調査と健康管理	・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査	・体育「心の健康」(5年) ・理科「人の体のつくり運動」(4年) ・道徳「からすとはと」(1年)	・大きくなるわたしたち(3年)	・歯みがきの仕方 ・基本的な生活 ・道具の正しい遊び方 ・光化学スモッグ	・歯の衛生週間について	・職員保健部会
6	歯を大切にしよう 梅雨時期の健康に気をつけよう	・歯の衛生週間 ・宿泊学習5年 ・プール開き ・心臓蘇生法	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・歯磨き指導の実施 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・宿泊時の健康調査と健康管理 ・食中毒・感染症予防 ・熱中症予防	・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査	・体育「病気の予防」(6年) ・社会「公害から国民の健康や生活環境を守る」(5年)	・歯ならびにあつたみがきかた(3年)	・むし歯の予防 ・手洗いうがいの仕方 ・雨の日の過ごし方 ・食中毒の予防 ・体の清潔、プール ・光化学スモッグ	・歯の衛生習慣について ・梅雨時の健康 ・保健集会①	・職員保健部会 ・PTA保健部会 ・心臓蘇生法講習会 ・保健統計のまとめ
7	夏を元気に過ごそう	・大掃除 ・学校保健委員会	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・夏休みの健康生活指導と健康管理 ・歯みがき指導	・大掃除の実施の検査 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・水泳プールの水質検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニまたは、ダニアレルゲンの検査	・体育「毎日の生活と健康」(3年) ・家庭「夏の快適な住まいを工夫しよう」(5年) ・総合的な学習の時間「からだの不思議を見つけよう」(3年)	・薬物乱用絶対ダメ！(6年)	・望ましい食生活 ・夏に多い病気の予防 ・歯みがきについて ・夏の健康	・1学期の反省 ・保健集会②	・職員保健部会 ・第1回学校保健委員会の開催
8	安全を考えて運動しよう	・身長・体重測定 ・プール納め ・避難訓練 ・運動会	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・手洗いうがいの励行 ・運動会前の健康調査と健康管理	・運動場の整備 ・日常点検の励行	・社会「人々の健康な生活や良好な生活環境」(4年) ・生活「じふんですること」(1年)	・男女仲良く(4年) ・アルコールってなあに？(4年)	・積極的な体力づくり ・運動後の汗の始末 ・歯みがき指導	・2学期の活動計画 ・目の愛護デーの計画	・職員保健部会 ・夏休みの健康状況把握
9	安全を考えて運動しよう	・身長・体重測定 ・プール納め ・避難訓練 ・運動会	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・手洗いうがいの励行 ・運動会前の健康調査と健康管理	・運動場の整備 ・日常点検の励行	・社会「人々の健康な生活や良好な生活環境」(4年) ・生活「じふんですること」(1年)	・男女仲良く(4年) ・アルコールってなあに？(4年)	・積極的な体力づくり ・運動後の汗の始末 ・歯みがき指導	・2学期の活動計画 ・目の愛護デーの計画	・職員保健部会 ・夏休みの健康状況把握
10	目を大切にしよう	・目の愛護デー ・視力検査 ・就学時の健康診断	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・目の健康について ・正しい姿勢について ・就学時の健康診断の協力	・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査	・理科「動物の誕生」(5年) ・道徳「ほくの生まれた日」(4年)	・清けつなからだ(2年)	・目の健康 ・正しい姿勢 ・けがの防止 ・積極的な体力づくり	・目の健康について ・保健集会③	・職員保健部会 ・学校保健に関する校内研修
11	寒さに負けない体をつくろう	・個人懇談 ・学校保健委員会	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜやインフルエンザの予防	・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査	・体育「育ちゆく体とわたし」(4年) ・家庭「冬の快適な住まいを工夫しよう」(6年)	・体をきれいに(1年)	・かぜの予防 ・手洗いうがい	・かぜ予防ポスター作成	・職員保健部会 ・個人懇談 ・地域の健康祭りへの参加 ・第2回学校保健委員会の開催
12	室内の換気に注意しよう	・健康相談 ・大掃除	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いうがいの励行 ・冬休みの健康生活指導と健康管理	・大掃除の実施の検査	・理科「人の体のつくりと働き」(6年) ・道徳「たまご焼き」(5年)	・男女の理解と協力(5年)	・かぜの予防 ・冬の健康生活 ・冬休みの健康生活 ・手洗いうがい	・2学期の反省	・職員保健部会 ・地区懇談会
1	外で元気に遊ぼう	・身長・体重測定	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・冬休みの健康調査 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜの罹患状況把握	・日常点検の励行 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査	・道徳「ふくらんだりリュックサック」(6年) ・家庭「食生活を見つめよう」(5年)	・外であそぼう(1年)	・かぜの予防 ・外遊びについて ・歯みがきについて ・手洗いうがい	・かぜ予防	・職員保健部会 ・冬休みの健康状況把握
2	かぜをひかないように健康管理をしよう	・避難訓練 ・一日入学 ・学校保健委員会	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・屋外運動の奨励 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いうがいの励行	・ストープ管理	・体育「けがの防止」(5年) ・道徳「二ねんせいになつても」(1年)	・きれいな空気(2年)	・外遊びについて ・歯みがきについて ・手洗いうがい	・互の日について ・保健集会④	・職員保健部会 ・第3回学校保健委員会の開催
3	健康生活の反省をしよう	・互の日 ・大掃除	・健康観察の実施(強化) ・健康相談 ・一年間の健康生活の反省 ・春休みの健康生活指導と健康管理 ・新年度の計画	・保健室の整備 ・学校環境衛生検査結果等のまとめ ・次年度への課題整理 ・大掃除の実施の検査	・保健「おおきくなつたよ」(2年) ・道徳「水飲み場」(3年) ・総合的な学習の時間「健康はすばらしい」(4年)	・何でも食べよう(1年)	・互の病気と予防 ・1年間の健康生活の反省	・互の健康 ・1年間の反省	・職員保健部会 ・1年間のまとめと反省

※学校保健の重点、役割分担等の総括的な部分は略す。  
 ※縦書き又は横書きでもよいし、保健管理、保健教育、組織活動の順番を入れ替えたり、必要な項目を加えたりする場合も考えられる。  
 ※保健管理については、対人管理、対物管理に分けて示す場合も考えられる。  
 ※保健教育については、保健学習、保健指導、道徳の時間、総合的な学習の時間に分けて示す場合も考えられる。なお、保健教育の題材名等は平成21年度現在の者である。『保健主事のための実務ハンドブック』文部科学省



# 保健教育：心身の健康の保持増進に関する教育イメージ

身近な生活や個人生活  
における健康との関わり

社会生活  
における健康との関わり

【道徳】  
心身の健康の増進を図るこころとすゝめ心の育成

【幼児教育】  
基本的な生活習慣の育成・病気の予防・危険を避ける能力の育成

【小学校・特別活動】  
・基本的な生活習慣の形成  
・心身ともに健康で安全な生活態度の形成

【中学校・特別活動】  
・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成  
・性的な発達への適応

【高等学校・特別活動】  
・心身ともに健康で健全な生活態度や規律ある習慣の確立

【小学校・体育】  
・健康な生活  
・体の発育・発達  
・心の健康 ・けがの防止  
・病気の予防

【中学校保健体育】  
・心身の機能の発達と心の健康（性に関する指導も含む）  
・傷害の防止 ・健康と環境  
・健康の保持増進と疾病の予防

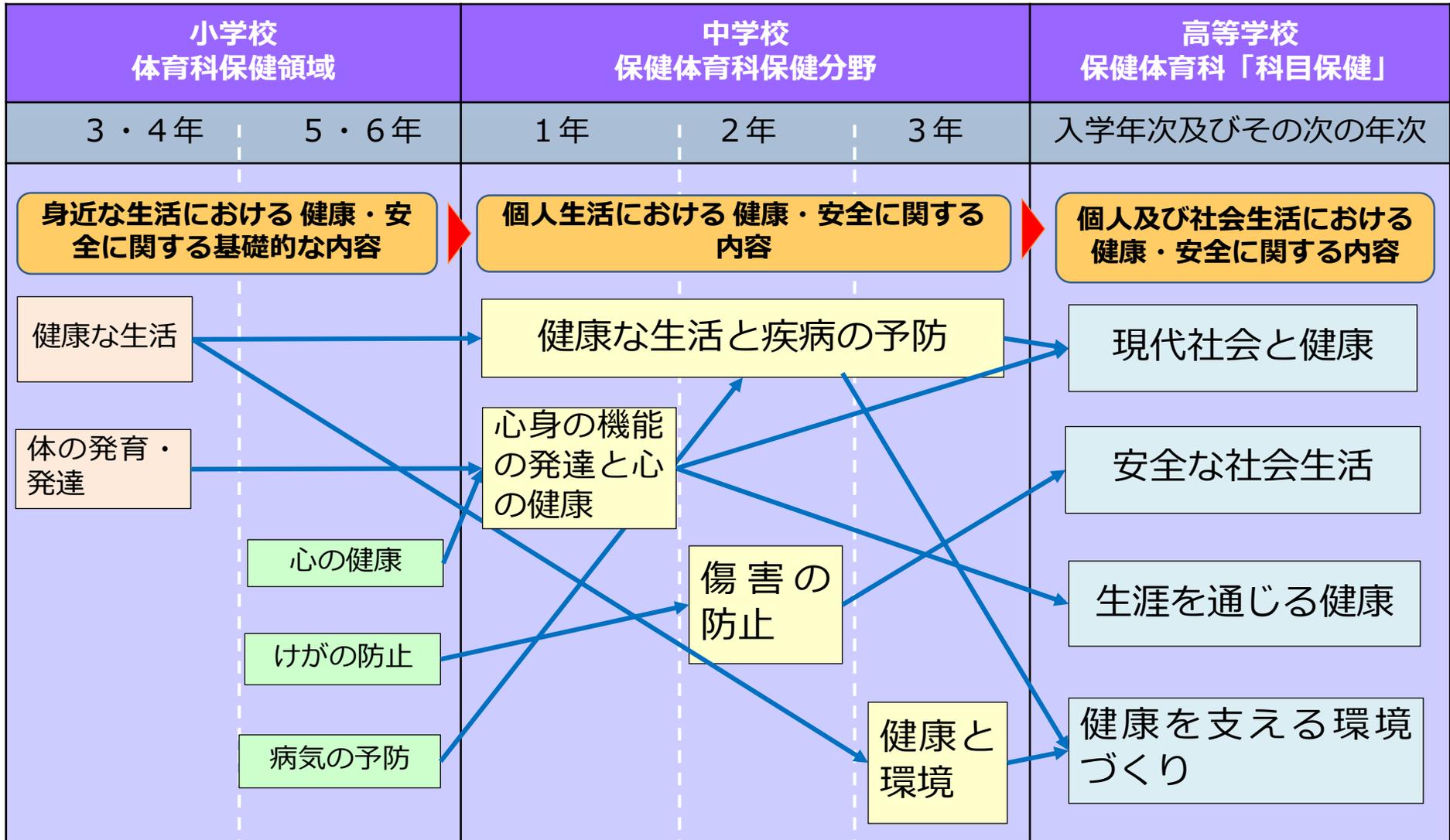
【高等学校・保健体育】  
・現代社会と健康（健康の考え方、健康の保持増進と疾病予防、精神の健康）  
・生涯を通じる健康・社会生活と健康

【総合的な学習の時間】福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する探究的な学習

生活・理科・技術・家庭等

個別指導

# 保健教育：保健における内容の系統性



資料：「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1334052.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334052.htm)

# 保健管理：健康診断の種類

種類		実施時期	実施主体	法的根拠
就学時の健康診断		義務教育就学前年	市町村の 教育委員会	学校保健安全法 第11条（就学時の健康診断の 実施） 第12条（事後措置の実施）
児童生徒等の 健康診断	定期	毎年6月30日まで	学校	第13条（児童生徒等の健康診断、 臨時の健康診断の実施） 第14条（事後措置の実施）
	臨時	必要があるとき		
職員の 健康診断	定期	学校の設置者が定める 適切な時期に	学校の設置 者	第15条（職員の健康診断の 実施） 第16条（事後措置）
	臨時	必要があるとき		

# 定期健康診断の検査項目と実施学年

項目	備考
保健調査	H28より全学年実施
身長・体重	H28より座高は廃止
栄養状態	
脊柱・胸郭・四肢・骨・関節	四肢の状態が必須項目に運動器の機能の検査が加わることに
視力・聴力	眼鏡等と使用している人は、裸眼視力は必須ではない
眼・耳鼻咽喉頭・皮膚	
歯及び口腔	
結核	問診票による検査は毎年実施、必要に応じてX線検査
心臓	心電図検査は各学校第1学年で実施
尿	H28より ぎょう中卵検査は廃止
その他	色覚は、H15より必須項目から削除、希望者に個別に実施 →色覚と知らないまま不利益を受けないよう、積極的に保護者等への周知を図る

# 健康診断の事後措置（学校保健安全法第9条）

- ① 疾病の予防処置を行うこと
- ② 必要な医療を受けるよう指示する
- ③ 必要な検査、予防接種等を受けるように指示する
- ④ 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること
- ⑤ 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと
- ⑥ 学習または運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと
- ⑦ 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること
- ⑧ 机または腰掛の調整、座席の変更および学級の編制の適性を測ること
- ⑨ その他発育、健康状態等に応じて適切な保健指導を行うこと

# 健康観察の目的

- ①子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ②感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

【参考】文部科学省「教職員のための幼児児童生徒の健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1260335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm)

# 健康観察の留意点

- ① 全教職員が健康観察の意義と重要性を理解し共通認識のもとに実施できるようにする。
- ② きめ細やかな観察が必要。
- ③ 身体的な疾患があるかないかを見極めてから対応すること。
- ④ **「体に現れるサイン」・「行動や態度に現れるサイン」・「対人関係に現れるサイン」**の3観点から、健康観察ができるようにする。
- ⑤ **自己管理能力を育てる**こと。
- ⑥ 教職員の共通理解を図るための機会を設ける。
- ⑦ 情報の管理に留意する。
- ⑧ 保護者にも理解と協力を得ていくこと。

【参考】文部科学省「教職員のための幼児児童生徒の健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1260335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm)

# 健康観察の機会とポイント

## 健康観察の機会

- 朝や帰りの会
- 登校時
- 休憩時間
- 部活動中
- 学校行事
- 放課後 等

## 体に現れるサイン

- 頭が痛い
- おなかが痛い
- 気持ちが悪い 等

## 行動や態度に現れるサイン

- 遅刻、欠席
- 甘える
- 喧嘩 等

## 対人関係に現れるサイン

- いつも一人でいる
- からかい
- 仲間外れ
- 話さない 等

健康観察は「いつでも どこでも」  
「つねに健康観察の眼を持つ」ことが大切！



# 健康相談の実施者

養護教諭

学校医

学校歯科医

学校薬剤師

担任教諭

児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、関係教職員による積極的な参画が求められる。

# 健康相談の対象者

- ①健康診断の結果、継続的な観察・指導を必要とする者
- ②保健室等での対応を通して健康相談の必要性があると判断された者
- ③日常の健康観察の結果、健康相談の必要性があると判断された者
- ④健康相談を希望する者
- ⑤保護者、学級担任等から相談依頼のあったもの
- ⑥（修学旅行、宿泊学習、遠足、運動会・体育祭、対外運動競技会等の）学校行事に参加させる場合に必要と認めた者

# 健康相談のプロセス

①健康相談の対象者の把握（相談の必要性の判断）



②問題の背景の把握



③支援方針・支援方法の検討



④実施・評価

# 健康相談実施上の留意点

- 学校保健計画に健康相談を位置付け、計画的に実施する。  
また、状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものがある。
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分にを行い、相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが必要である。
- 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
- 相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
- 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。

# 子供の訴えに対する基本姿勢

ヘルプサインを出しやすい  
学級づくり

子供は「先生、相談があります。」とは言わない。

身体と心のサインをキャッチする

診断名は重要ではない

何に困っているのかに気づく



# 救急処置の意義と考え方

## ・応急手当としての意義

⇒命にかかわることは、**その場に居合わせた人が、最初に対応**する。

## ・教育的意義

⇒子供の**自己管理行動を育てる**

次にどうしたらいいか

自分でできることは自分でやる

⇒からだの大事さを教える

**判断に迷ったら病院へ**

# これだけはやって欲しい、けが・病気の対応

## 心肺停止

- 心肺蘇生
- AEDの使用

## アナフィラキシーショック

- エピペンの使用
- アレルギー研修の受講

## 出血を伴うけが

- 止血をする
- 水で良く洗う

## 鼻血

- 鼻をしっかりとつまむ
- 軽く下を向かせティッシュなどは詰めない

## 火傷

- 水道水でよく冷やす
- 服などは無理に脱がせない

養護教諭に頼って命が救えないことも！

# ショック症状について

- **ショックとは**：体の重要な臓器の機能を維持するために必要な血液が供給されなくなり引き起こされる全身の状態のこと。
- **症状**：顔面蒼白、皮膚が冷たい、冷や汗、目はうつろ、意識がぼんやりする、呼吸は浅く速い、脈拍が弱く速い、虚脱・ぐったり、唇が紫
- **手当**：ネクタイやベルトを緩め、毛布などで**保温**する。横にならせ、足を挙げる（30cm位）  
→ **ショック体位**、**救急車要請**、心肺蘇生やAEDを用いた一次蘇生



# アナフィラキシーについて

- アナフィラキシーとは…複数臓器に全身性にアレルギー症状がおこり、生命に危機を与えうる過敏反応+血圧低下、意識障害→**アナフィラキシーショック**
- 原因：食物、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、運動誘発アナフィラキシー、昆虫、医薬品、その他（ラテックス、粉末吸引）

## 【アナフィラキシーの症状への対処】

- 原因となった食物や蜂の毒針などをすぐに取り除く
- アドレナリン自己注射薬（エピペン）を太もも前外側の筋肉に注射する
- 急に動かしたりはせず、安静な体位をとる



【公式】エピペンサイト  
<https://www.epipen.jp/teacher/index.html>

# 養護教諭とどう連携していくのか

- **保健室に子供を行かせるとき**

子供を一人で行かせない（途中で何が起こるかわからない）  
吐き気を訴えている子は袋を持たせる（途中で吐かないように）

- **学校でけがをした子供を帰す時**

保護者は、元気に家を出た子供がけがをしたり、（場合によっては）命を落として帰ってくるとは思っていない。子供から説明を聞く前に、きちんと担任から事実を伝える。

- **日本スポーツ振興センターの手続き**

学校管理下で起きたけがは、日本スポーツ振興センターの対象になるので、保護者から報告を受けたら、まず養護教諭へ報告し、手続きをとる。

- **学校保健に関わる書類について**

事前に目を通し、印もれ、記入もれ、に注意し、出席番号順にそろえて提出（当たり前ですが...）

## ① 目的

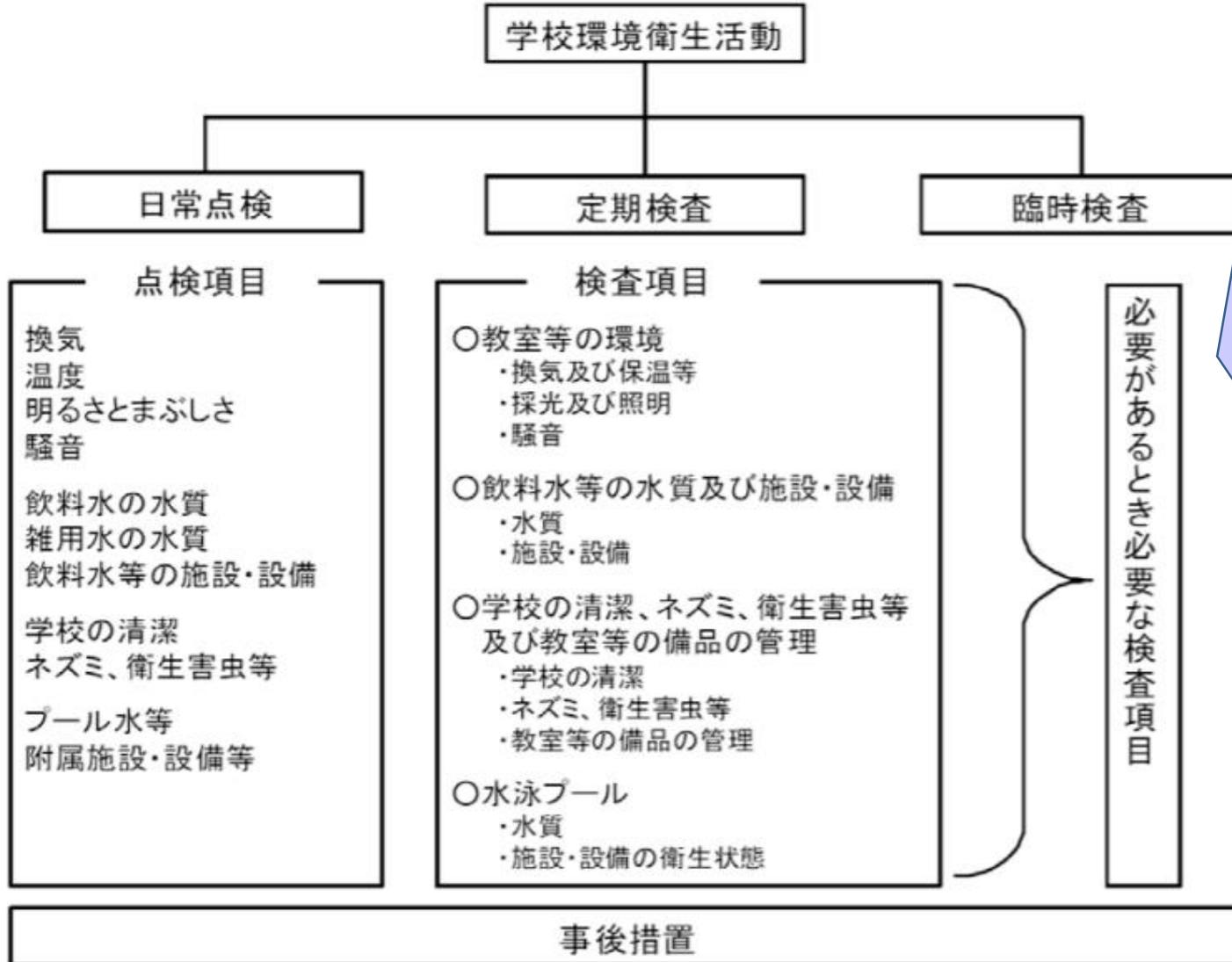
- i. 児童・生徒及び職員の心身の健康の保持増進
- ii. 疾病の予防及び防止
- iii. 学習活動の能率の向上のための良好な環境の維持と改善

## ② 教育的に推進

### 【環境教育の目的】

環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境の保全に配慮した働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し環境への責任ある行動がとれる態度を育成すること。

# 学校環境衛生活動の概略



○感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。

○風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。

○新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校予備品の搬入等により揮発性有機化合物等の発生のおそれがあるとき。

# 引用・参考文献

- 文部科学省：学校保健の推進  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm)
- 文部科学省：新しい学校保健の方向  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317787.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317787.htm)
- 文部科学省 『保健主事のための実務ハンドブック』 付録  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2010/08/05/1295823\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2010/08/05/1295823_06.pdf)
- 公益財団法人日本学校保健会：児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>
- 文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」  
(平成21年3月)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1260335.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm)
- 教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2013/10/02/1309933\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/__icsFiles/afieldfile/2013/10/02/1309933_01_1.pdf)
- 学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践〔平成30年度改訂版〕  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf)